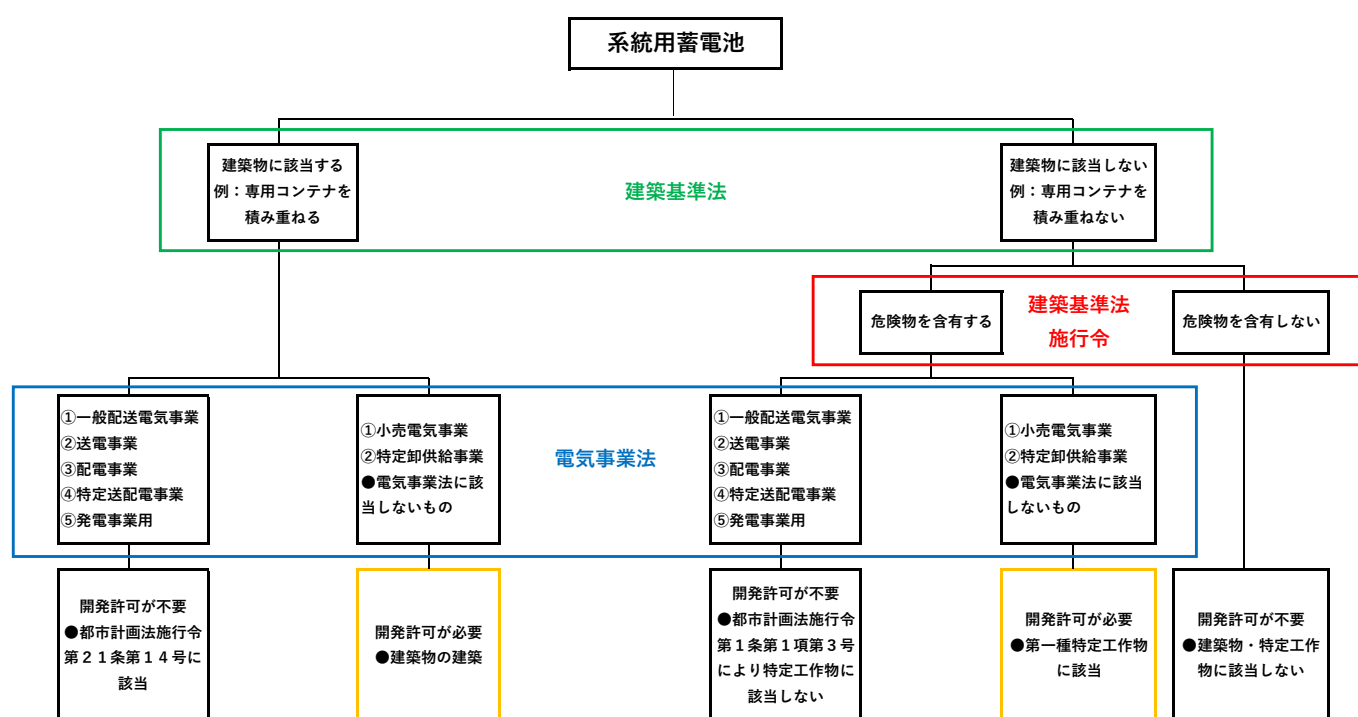


大月市における系統用蓄電池の開発許可制度上の取扱いについて

大月市では、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第16号に規定する電気事業（同項第2号に規定する小売電気事業及び同項第15号の3に規定する特定御供給事業を除く。）の用に供する同項第18号に規定する電気工作物に該当しないものであって、都市計画法施行令（昭和44年政令第158号）第1条第1項第3号に規定する危険物を含有するものについては、同号に基づき、危険物の貯蔵に供する工作物として、都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第11項に規定する第一種特定工作物に該当するものとして扱います。

また、系統用蓄電池を複数積み重ねる場合にあっては、建築物に該当するものとして扱います。



※開発区域の面積が、1,000㎡から3,000㎡未満（都市計画区域内・都市計画区域外）かつ建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更を行う場合は、大月市開発行為指導要綱の対象になります。

※開発区域の面積が、3,000㎡以上の場合には、都市計画法（都市計画区域内）又は山梨県宅地開発事業の基準に関する条例（都市計画区域外）の対象の可能性があるため、山梨県 富士・東部建設事務所にご確認ください。

※開発許可が不要な場合でも、事前にご相談下さい。

【参考】

- ・「系統用蓄電池の開発許可制度上の取扱いについて（技術的助言）」〈令和7年4月8日付け国都計第7号〉
- ・「蓄電池を収納する専用コンテナに係る建築基準法の取扱いについて（技術的助言）」〈平成25年3月29日付け国住指第4846号〉
- ・「都市計画法」〈昭和43年法律第100号〉
- ・「都市計画法施行令」〈昭和44年政令第158号〉
- ・「建築基準法」〈昭和25年法律第201号〉
- ・「建築基準法施行令」〈昭和25年政令第338号〉
- ・「電気事業法」〈昭和39年法律第170号〉